

# 将来の進路について考えている高校生の皆さん 生活衛生関係の営業施設で 職場体験をしてみませんか

公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センターでは、毎年「インターンシップ事業」を実施しています。

山形県内の高校生を対象として、理容・美容・クリーニング・旅館ホテル・興行・麺類飲食・料理飲食・食肉・鮭商・喫茶・社交など生活衛生関係の営業施設で職場体験をしていただきます。

実際に各職場で体験していただき、高校生の職業観の向上をはかり、生活衛生業界の後継者育成の一助にすることを目的としております。

職場体験学習の一環として、ぜひご活用ください。

生活衛生関係営業とはどういう仕事？

腕に技術をつけるとは？

職人の世界って？

一度、ぜひ体験してください！



# Q1

## 公益財団法人 山形県生活衛生営業指導センターって？

生衛業は日常生活に不可欠なサービスや商品を提供する重要な業種であるため、生衛業者には国民生活の安全・安心で豊かな暮らしを守る使命があります。そのため国や都道府県の指導・支援を受け、県内の生衛業者への融資、経理、税務、労務などの指導・経営相談を通じて経営の健全化と施設の衛生水準の維持向上をはかり、ひいては消費者の利益擁護に質することを目的として、生衛法に基づいて設立された山形県所管の公益法人です。

\\ 指導センターへは、何でも相談していただけます //



# Q2

## 生活衛生同業組合って？

豊かな国民生活に密着した営業として「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に規定された理容・美容・クリーニング・旅館ホテル・興行・麺類飲食・食肉・料理飲食・鮭商・喫茶・社交など、私たちの日常生活に不可欠なサービスや商品を提供している業種の組合です。

### みなさん! Sマーク(標準営業約款)をご存知ですか?

#### **S**afety…安全であること

Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

#### **S**anitation…清潔であること

Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

#### **S**tandard…安心であること

Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

**S**マークは消費者の皆様にご利用いただく際の**安全・安心の目印**です。



(公財)山形県生活衛生営業指導センター

〒990-0033 山形県山形市諏訪町2丁目1-60

TEL.023-623-4323 FAX.023-634-6290 E-mail:yamagatacenter@seiei.or.jp URL:http://www.seiei.or.jp/yamagata/